

保 安 第 2 8 号
令 和 3 年 4 月 2 0 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

青森県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について

サイバー空間の脅威がますます増大・深刻化する中、警察のサイバー犯罪対処能力の向上を図る一方、地域住民による自主的な防犯ボランティア活動を推進して、「自分たちの利用するインターネットの安全は自分たちで守る」という意識を醸成し、安全で安心して利用できるサイバー空間を確保していくことが必要である。

このような状況を踏まえ、本県警察が委嘱するサイバー防犯ボランティアの委嘱方法、活動内容等を定めた運用要綱を別添のとおり制定したので、同サイバー防犯ボランティアの効果的な運用に努められたい。

本件担当

保安課サイバー犯罪対策室

青森県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、青森県警察サイバー防犯ボランティア（以下「サイバー防犯ボランティア」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

サイバー防犯ボランティアを委嘱し、広報啓発活動やサイバーパトロール等を通じ、サイバー空間における健全化と規範意識の向上を図り、安全で安心して利用できるサイバー空間の確保に資することを目的とする。

第3 委嘱

- 1 警察署長又は保安課長（以下「警察署長等」という。）は、次の要件のいずれにも該当する者の中から適当と思われる者をサイバー防犯ボランティア推薦書（別記様式第1号）により生活安全部長に推薦するものとする。
 - (1) 青森県内に居住地を有している者
 - (2) 県民の安全と安心を守るためのボランティア活動に理解のある者
 - (3) インターネットに関する一般的な知識を有している者
- 2 生活安全部長は、前項の規定により推薦された者の中から適当と思われる者をサイバー防犯ボランティアとして委嘱するものとし、委嘱した者に対し委嘱状（別記様式第2号）を交付するとともに、サイバー防犯ボランティア名簿（別記様式第3号）に登載するものとする。
- 3 委嘱期間は、委嘱時から翌年3月31日までとする。但し、再任は妨げない。

第4 活動内容

サイバー防犯ボランティアは、警察署長等と連携し、次の活動を行うものとする。

- 1 インターネットに関する犯罪被害防止のための教育活動や広報啓発活動等への参加
- 2 自殺予告事案等、人命保護のため緊急に対処する必要があると認める場合の110番への通報
- 3 インターネット上に存在する違法・有害情報等を発見した際の通報
- 4 その他サイバー犯罪対策上必要な提言等の協力

第5 遵守事項

- 1 サイバー防犯ボランティアは、活動上知り得た情報を第三者に漏ら

してはならない。委嘱解除後も同様とする。

- 2 サイバー防犯ボランティアは、個人情報の取扱いにあたり、その保護と秘匿に十分配慮しなければならない。
- 3 サイバー防犯ボランティアは、その活動に当たっては、法律上の特別な権限がなく人権侵害等に及ぶことの無いように留意すること。

第6 解嘱

- 1 生活安全部長は、サイバー防犯ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にかかわらず解嘱することができるものとする。
 - (1) 本人からの辞任の申出があったとき。
 - (2) 第3の1に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 第5に規定する遵守事項に違反したとき。
 - (4) 法令違反等のサイバー防犯ボランティアとしてふさわしくない行為があったとき。
- 2 警察署長等は、サイバー防犯ボランティアが前項各号のいずれかに該当する場合は、生活安全部長に対し、速やかに当該サイバー防犯ボランティアの解嘱を上申するものとする。
- 3 生活安全部長は、サイバー防犯ボランティアの解嘱に当たっては、サイバー防犯ボランティアに対しサイバー防犯ボランティア解嘱通知書（別記様式第4号）を交付し、速やかにサイバー防犯ボランティア名簿から抹消するものとする。

第7 運用上の留意事項

警察署長等は、この要綱の運用に当たっては、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- 1 サイバー防犯ボランティアの活動が積極的に推進されるよう、緊密な連絡・連携を保持するとともに、その活動に必要な知識及び技能の向上を図るため、必要な情報の提供、研修会の開催等に努めること。
- 2 サイバー防犯ボランティアの有する本来業務を考慮し、同ボランティア自身に過度の負担を強いることのないよう、プライバシーの保護等にも配慮すること。
- 3 サイバー防犯ボランティアの活動中、各種事故防止に努めること。

第8 旅費等

サイバー防犯ボランティアには、警察署長等の要請を受けて会議、行事等に参加、活動した場合は、「職員等の旅費に関する条例」（昭和27年9月2日付け青森県条例第45号）に基づき旅費を支給する。

第 号

委嘱状

氏 名 殿

あなたを青森県警察
サイバー防犯ボラン
ティアに委嘱します

委嘱期間 年 月 日から
年 月 日までの間

年 月 日

青森県警察本部

生活安全部長 階級 氏名 印

サイバー防犯ボランティア解嘱通知書

様

サイバー防犯ボランティア運用要綱第6の規定により解嘱します。

(解嘱理由)

年 月 日

青森県警察本部

生活安全部長 階 級 氏 名 印